

岐阜県公報

第千九百六十五号
平成二十年七月十八日

(金曜日)

目次

告 示

救急医療施設の委嘱	(医療整備課)	五一五
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	五一五
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五一六
指定医療機関の開設者変更の届出	(同)	五一六
介護扶助及び介護支援給付を担当させる機関の指定	(同)	五一六
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	五一八
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	五一八
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	五一八
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	五一九
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課)	五一九
公共測量の実施	(用地課)	五一九
土地改良区役員の内任	(中濃農林事務所)	五二〇

告 示

岐阜県告示第四百六十一号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十年七月三日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

社団法人かなめ会
山内ホスピタル
岐阜市市橋三丁目七番二号
平成三・七・二

岐阜県告示第四百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称 開設者 所在地 指定年月日

たけうち内科	竹内美征	各務原市鷺沼各務原町六一〇六	平成二〇・六一
山路皮膚科クリニッ	山路和彦	各務原市鷺沼東町五四二	同
クローズベルクリニッ	三井 崇	可児市下恵土野林二九七五一	同
ごとう 歯科	後藤 邦久	加茂郡坂祝町酒倉一〇九〇八	同
かかみの調剤薬局	TSファーマ株式会社	各務原市鷺沼各務原町六一〇六二	同
れんげ薬局	株式会社 蓮華	瑞穂市重里字高瀬二〇〇一	同
サンセイ調剤薬局はぎなが店	有限会社サンセイ	揖斐郡揖斐川町歴永二五七五二	同

岐阜県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
山路皮膚科クリニッ	山路和彦	各務原市鷺沼山崎町四三	平成二〇・五・三
勝野 医院	勝野 直	揖斐郡池田町池野四五八	同
後藤 歯科 医院	後藤 邦久	加茂郡八百津町久田見二七五五〇	同

岐阜県告示第四百六十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の開設者を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開設者	所在地	変更年月日
中津川共立クリニッ	新 医療法人 偕行会岐阜 旧 医療法人 中津川共立クリニッ	中津川市駒場一六六六一一二二	平成二〇・五・三

岐阜県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大垣映像プロジェクト
- 三 代表者の氏名 子安 一徳
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市浅中三丁目一七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の住民が地域の連携と活性化を図るため、映像と音楽を使用して視聴覚に訴えるイベント等を開催して、にぎわいを創出する事業等を行い、地域の文化や活力の向上、発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

医療法人社団誠道会 各務原市鷺沼山崎町六八二

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護施設の花

各務原市鷺沼東町六一〇

同

医療法人社団誠道会 各務原市鷺沼山崎町六八二

介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護施設の花

各務原市鷺沼東町六一〇

同

M&N'sコミュニケーションズ株式会社 大垣市稲葉西二一三六

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能ホームいなば

大垣市稲葉西二一三六

同

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年六月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひなたぼっこ
- 三 代表者の氏名 斉藤 啓治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市蛭川四八二〇番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、非営利、協同の事業に関心をもつ人々によって、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者、障害者および子供たちとそのご家族にたいし、地域生活支援に関する事業をおこない、共に共生する街づくりと地域福祉の増進をはかることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	おくらクリニック	所在地	岐阜市清住町二一六	自立支援医療を担当する診療科名	心療内科・ 脳神経外科	自立支援医療の種類	精神通院	年 指 月 日 定	平成 二〇・七 一
-----	----------	-----	-----------	-----------------	----------------	-----------	------	-----------	-----------------

(薬局)

名 称	ユタカ調剤薬局 山手 アイセイ薬局 大垣南 店	所 在 地	美濃加茂市前平町一〇〇 三 大垣市築捨町五 六九 一	自立支援医療の種類	精神通院	年 指 月 日 定	平成 二〇・七 一
-----	-------------------------------	-------	----------------------------------	-----------	------	-----------	-----------------

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	あさひ調剤薬局	所 在 地	岐阜市岩倉町三二八	自立支援医療の種類	精神通院	年 指 月 日 定	平成 二〇・六 一五
-----	---------	-------	-----------	-----------	------	-----------	------------------

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規

定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
なお、その意見書は平成二十年七月十八日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九 外

二 意見の概要

養老町長の意見

・深夜に及びる閉店時刻の変更であることから、青少年の非行防止には特段の配慮を願いたい。

養老町商工会長の意見

・深夜に及びる閉店時刻の変更であることから、適切な照明の確保、警備員を配しての巡回等、防犯、特に青少年の非行防止には最大限の配慮を願いたい。

(届出事項 変更)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量(用地実測図作成及び基準点測量)

三 作業期間

平成二十年六月二十六日から

同 年九月十日まで

四 作業地域

各務原市那加楠町、鵜沼三ツ池町及び鵜沼朝日町地内

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	退任年月日	役名	氏名	住所
洞戸村片 赤祖父 土地改良区	平成 三〇・六・二		理事	長屋正義	山県市柿野 一一八九番地

平成二十年七月十八日印刷
平成二十年七月十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）